

地域コミュニティ活性化支援事業実施要綱

第1 目的

近年、全国的に人口減少や少子高齢化等による担い手不足等のため、自治会や町内会、行政区等の地域コミュニティの持つ自治機能が低下しており、本県においても、地域コミュニティにおける地縁的共同体意識が希薄化し、地域のまとまりの力が弱体化するなどにより、今まで地域で解決できていたことへの対応が困難となっている。

特に、人口減少、高齢化が進む中山間・過疎地域において、将来に渡って地域住民が暮らし続けることができるためには、買い物、福祉、交通手段などの日常生活に必要な機能・サービスを確保する「小さな拠点」の形成が喫緊の課題となっている。

小さな拠点形成のためには、地域住民が主体となり、今後の地域の在り方、地域の課題やその対策、実施主体や役割分担、スケジュール、事業の目的と具体的内容について検討、合意形成を行い、持続的な取組体制の形成、合意を具体化した将来計画の策定が必要である。

県民が将来に渡って安全・安心に暮らせるためにも地域コミュニティの活性化は県の重要な課題であり、県内の多くの市町村が重要課題に掲げながらその手法を模索している。

このため、地域コミュニティが自立して様々な地域の課題に取り組めるよう、県と市町村が協働してその活性化を目指す「地域コミュニティ活性化支援事業」を実施することとする。

第2 用語の定義

この要綱における用語の定義又は考え方については、次の各号に定めるところによる。

(1) 地域コミュニティ

地域住民が人と人との信頼関係に根ざした共同体意識を持ち、相互にコミュニケーションを取りながら地域の事柄に取り組んでいる「地域社会」（例：自治会、町内会、行政区等のいわゆる地縁団体や小学校区等を単位として設置される校区コミュニティ組織）をいうものとする。

(2) 地域コミュニティの活性化

地域コミュニティにおいて、地域活動に携わる人材の育成や新たな組織の設立等、地域コミュニティとしての活動に向けた基盤が形成され、様々な地域の課題に対応できる能力が高まる状態をいうものとする。

(3) 地域コミュニティの活性化に取り組む市町村

地域コミュニティの活性化に関して一定の方向性を定め、実際に行政として何らかの措置を取る市町村をいうものとする。

(4) 小さな拠点

中山間地域等の集落生活圏（複数の集落を含む地域）において、安心して暮らしていく上で必要なサービスを受け続けられる環境を維持していくために、地域住民が、自治体や事業者、各種団体と協力・役割分担をしながら、各種生活支援機能を集約・確保したり、

地域の資源を活用し、しごと・収入を確保する取組をいう。

第3 地域コミュニティ活性化支援事業の内容

県は、市町村が行う地域コミュニティの活性化に係る取組を支援するために、次の事業を実施する。

(1) 地域コミュニティ活性化を担う人材の育成

ア 地域コミュニティ活性化市町村担当職員研修会

市町村職員を対象に、地域コミュニティの活性化に取り組む上で必要となる知識やノウハウの取得のため、成功事例を用いたケーススタディ等によるワークショップ形式の研修会を開催する。

イ 地域コミュニティ活性化活動事例報告会

自治会等地域コミュニティの役員等及び市町村の担当職員を対象に、活動事例の報告会及びワークショップ形式の交流会を開催し、各地域から集まった人材の経験交流がなされることを通じて、各地域における課題解決のための手法を発見する場を提供する。

(2) 地域コミュニティ活性化のための先進事例情報提供

県ホームページに県内の地域コミュニティにおける先進的な活動事例の取材情報等を年2回掲載し、活動への動機付け等を行うとともに、県内外の先進事例について随時情報提供を行う。

(3) 小さな拠点形成促進事業

小さな拠点の形成について具体的な成果が見込まれる市町村及び地域住民等の活動を財政支援し、他の地域の参考となる先進事例をつくりあげる。

この事例を上記(1)及び(2)の事業により情報提供し、地域コミュニティ活性化の全県的な促進を図る。

なお、小さな拠点形成促進事業は、小さな拠点の形成に取り組む地域住民等に対して、取組に必要な経費に係る補助金を交付することにより実施するものとし、当該補助金の交付に係る詳細については、別に定める「地域コミュニティ活性化支援事業補助金交付要綱」及び「小さな拠点形成促進事業運用細則」によるものとする。

(4) 地域コミュニティ運営改善事業

地域コミュニティの運営の負担を軽減するための事業に対して財政支援し、地域コミュニティが抱える担い手不足等の課題を解決し、地域コミュニティの活性化を図る。

第4 事業の見直し

知事は、地域コミュニティの活性化及び小さな拠点の形成に係る市町村及び地域住民等の取組の状況や県内の進捗状況等を踏まえ、この要綱に基づいて行う県の支援の内容について不断に検討し、必要に応じて見直しを行うものとする。

第5 その他

この要綱に定めるもののほか必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年6月14日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年7月12日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。